

各 { 都道府県知事
市町村長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

健康増進法施行規則の一部を改正する省令の公布について（公布通知）

健康増進法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 69 号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり本日公布されたところです。

今回の改正の概要及び施行期日は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 改正省令の概要

(1) 歯周疾患検診の名称について

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 の規定に基づき、市町村（特別区を含む。）が、その実施に努めることとされている健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）第 4 条の 2 第 1 号の「歯周疾患検診」の名称を、「歯周病検診」とする。

(2) その他

今般、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 8 年文部科学省令第 18 号）により、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）第 1 条第 1 項第 4 号が削除されることに伴い、同号の規定を引用する健康増進法施行規則第 12 条第 2 項について、所要の改正を行う。

2 施行期日

この省令については、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。